

# 補助金申請手続きの流れ (土砂災害対策改修補助金)

年度	手 続 き	内 容
前年度	事前協議・申込み ↓ 8月31日 まで	> 補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で下記書類を提出してください。 ① 事前相談書 ② 既存住宅・建築物の位置図
事業年度	↓ 交付申請	> 下記の申請書類を提出してください。 ① 補助金交付申請書 (第1号様式) ② 登記事項証明書など既存住宅・建築物の所有者がわかるもの ③ 納税証明書 (区税の滞納がない旨の証明) ④ 既存住宅の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図などの図面、構造検討書及び現況外観写真 ⑤ 既存住宅の建築時期のわかる書類 ⑥ 改修計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを建築士が証した書類 (第2号様式) ⑦ 確認済証 (確認申請が必要な場合) ⑧ 土砂災害対策改修に要する費用の見積書 ⑨ 建築士の免許証 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります
	↓ 交付決定	> 区から補助金の交付が決定したことを通知します。 > 交付決定通知書が届いてから改修工事に関する契約を結んでください。
	↓ 土砂災害対策改修工事の実施	> 年度内に完了するように改修工事を実施してください。
	↓ 完了報告	> 補助事業完了後速やかに補助対象事業完了届を提出してください。 ① 補助対象事業完了届 (第8号様式) ② 土砂災害対策改修工事施工報告書 (第9号様式) ③ 土砂災害対策改修後の外観写真 ④ 検査済証 (確認済証の交付を受けた場合) ⑤ 土砂災害対策改修工事の契約書 ⑥ 土砂災害対策改修工事費の請求書又は領収書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります
	↓ 審査 補助金確定	> 区で、改修工事が交付決定に付した条件どおりに実施されたかどうかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額を確定し、確定通知書、口座振込依頼書を送付します。
	↓ 補助金請求	> 交付請求書 (第11号様式)、口座振込依頼書を提出してください。
	↓ 補助金交付	> 区から指定された口座へ補助金を振り込みます。

## 《 問い合わせ先 》

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当  
 【連絡先】 電話 03-6432-7158      F A X 03-6432-7982  
 【窓 口】 二子玉川分庁舎 A棟2階 A22